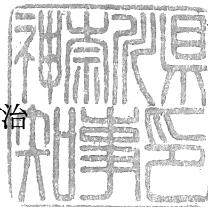


水 第 2 4 4 2 号
令和 6 年 3 月 25 日

神奈川海区漁業調整委員会会長 殿

神奈川県知事 黒岩祐治



くろまぐろに関する令和 6 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量
について（諮問）

このことについて、漁業法第 16 条第 1 項の規定により、知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めたい
ので、同条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。



5水管第 2553号
令和5年12月21日

神奈川県知事 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

くろまぐろに関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

くろまぐろに関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量 (神奈川県分)
くろまぐろ（小型魚）	39.4トン
くろまぐろ（大型魚）	6.6トン



神奈川県資源管理方針（抜粋）

（別紙 1－1）

第1 特定水産資源

くろまぐろ（小型魚）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、9割を直近10年間の漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りの1割を本県の留保とする。また、当該留保については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、神奈川海区漁業調整委員会の意見を聴いて、必要とする知事管理区分に配分するものとする。

（別紙 1－2）

第1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量について留保を設定せず、全量を知事管理区分に配分する。

くろまぐろ小型魚（30kg 未満）の知事管理漁獲可能量の按分について

- ① 39.4 トン（令和 6 管理年度漁獲可能量当初配分）
- ② そのうち 1 割（3.9 トン）を県の留保枠とする
- ③ 漁獲可能量から留保を除いた、残りの 35.5 トンを漁船漁業と定置漁業の直近 10 年間（H29、H30 は獲り控えを行ったため除く）合計漁獲量の比率で按分する。
- ④ 漁業種類ごとの漁獲可能量を四半期ごとに按分する。

表 1 直近 10 年の漁獲実績まとめ

	漁船漁業	定置漁業	合計
平成 26 年	0.03	2.78	2.81
平成 27 年	2.97	6.11	9.08
平成 28 年	18.33	23.83	42.16
平成 29 年	—	—	—
平成 30 年	—	—	—
令和元年	1.09	13.72	14.81
令和 2 年	0.25	20.86	21.11
令和 3 年	0.13	8.38	8.51
令和 4 年	13.91	30.64	44.55
令和 5 年	11.37	19.05	30.42
平成 25 年～令和 4 年の合計	39.40	108.89	148.29

漁船漁業と定置漁業の合計漁獲量の比率 27.7% 72.3%

※平成 29 年及び平成 30 年については、第 3 管理期間にくろまぐろ小型魚の取り控えの要請が水産庁より出ていたため、算定から除外している。

表2 漁船漁業と定置漁業の直近10年間の合計漁獲量の比率

	漁船漁業	定置漁業	合計
令和5管理年度	27.7%	72.3%	100.0%

表3 漁船漁業と定置漁業の漁獲枠について

単位:t

	漁船漁業	定置漁業	合計
令和5管理年度	9.8	25.7	35.5

表4 漁船漁業における四半期ごとの割当量について

単位:t

	割合(%)	漁船漁業
第1四半期（令和5年4月から6月まで）	7.6	0.7
第2四半期（令和5年7月から9月まで）	16.9	1.7
第3四半期（令和5年10月から12月まで）	65.8	6.4
第4四半期（令和6年1月から3月まで）	9.7	1.0
合計	100	9.8

表5 定置漁業における四半期ごとの割当量について

単位:t

	割合(%)	定置漁業
第1四半期（令和5年4月から6月まで）	5.4	1.4
第2四半期（令和5年7月から9月まで）	41.1	10.6
第3四半期（令和5年10月から12月まで）	50.8	13.0
第4四半期（令和6年1月から3月まで）	2.7	0.7
合計	100.0	25.7

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和6年4月1日

神奈川県知事 黒岩祐治

第一 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

39.4トン

2 知事管理区分に配分する数量等

都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち3.9トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）	0.7トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）	1.7トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）	6.4トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）	1.0トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から6月まで）	1.4トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（7月から9月まで）	10.6トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10月から12月まで）	13.0トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（1月から3月まで）	0.7トン

第二 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

6.6トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（大型魚）漁業	6.6トン